

国立大学法人和歌山大学教職員配偶者同行休業細則

制 定 令和3年6月28日

法人和歌山大学規程第2357号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程第25条に基づき、教職員（国立大学法人教職員就業規則第1条第1項に規定する教職員をいい、国立大学法人和歌山大学における教職員の任期に関する規程により任用される教職員及び国立大学法人教職員就業規則第9条に規定する試用期間中の職員を除く。以下同じ）に、継続的な勤務を促進し、もって業務の円滑な運営に資することを目的に、配偶者同行休業の期間、承認請求手続等について定める。

(定義)

第2条 この細則において「配偶者」とは、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

2 この細則において「配偶者同行休業」とは、教職員が、次の各号の事由（6か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由

(配偶者同行休業の請求手続)

第3条 配偶者同行休業の請求は、別に定める配偶者同行休業請求書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 学長は、配偶者同行休業の請求をした教職員に対して、当該請求について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3 前2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の請求について準用する。

(配偶者同行休業の承認)

第4条 学長は、教職員が配偶者同行休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした教職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該教職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該教職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第5条 配偶者同行休業をしている教職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしよ

教職員配偶者同行休業細則

うとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 前項で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第2条第2項第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他学長がこれに準ずると認める事情とする。
- 4 前条第1項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

第6条 配偶者同行休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第7条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている教職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該教職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 学長は、配偶者同行休業をしている教職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったことその他次の各号の事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている教職員が、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則第8条第6号又は第7号で定める場合における休暇を取得することとなったこと。

(3) 学長が、配偶者同行休業をしている教職員について、国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている教職員は、学長から求められた場合のほか、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、状況について学長に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第2項第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

- 2 第3条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第9条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(第7条第2項第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る教職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第10条 配偶者同行休業をした教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の教職員との権衡上必要と認められる範囲内において、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第12条第1項に規定する昇給日をいう。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(実施規定)

第11条 この細則の実施のための手続きその他その執行について必要な事項は、この細則に定めるもののほか、国家公務員の配偶者同行休業の例による。

附 則

この細則は、令和3年6月28日から施行する。